

豊田市物品等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊田市契約規則（昭和39年規則第28号。以下「規則」という。）及びあいち電子調達共同システム（物品等）利用規約の規定に基づき、電子入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要領は、電子入札において豊田市入札心得書に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、豊田市入札心得書の規定を準用する。

(定義)

第3条 この要領及び電子入札における用語の意義は、次の各号に定めるものとする。

(1) あいち電子調達共同システム（物品等）

愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、インターネットを利用して入札参加資格申請や電子入札等を行う情報システムの総称をいう。

(2) 入札参加資格申請システム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、物品の製造・販売・買受け、役務の提供等に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手続を処理する情報システムをいう。

(3) 電子入札システム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札（見積りを含む。以下同じ。）に関する事務手続を処理する情報システムをいう。

(4) 入札情報サービスシステム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる情報システムをいう。

(5) 電子入札

電子入札システムを利用して行う入札・開札等の手続（随意契約を含む。以下同じ。）をいう。

(6) 紙入札

電子入札システムを利用しないで書面により行う入札・開札等の手続をいう。

(7) オープンカウンタ（公開見積競争）

電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。

(8) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。

(9) ID

電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより、入札参加資格申請を行い、資格認定後交付される識別符号をいう。

(10) 契約担当者

規則第2条第1号で規定する者で電子入札システムを利用する入札案件の案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続きを担当する職員をいう。

(11) 電子くじ

電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札システムのくじ機能を使用して落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）を決定する仕組みをいう。

(12) 開札場所

開札に使用するパソコンが設置されている事務室又は会議室等をいう。

(電子入札の対象)

第4条 電子入札の対象となる契約方式は次に掲げるものとする。ただし、契約課長が電子入札に付することが適当でないとするものは除くものとする。

区 分	契約方式
物品購入、物品借入及びその他委託（設計・測量・建設コンサルタント等業務を除く。）	・ 一般競争入札 ・ 入札後資格確認型一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ オープンカウンタ

(電子入札システムを利用できる者)

第5条 電子入札システムを利用できる者は、入札参加資格申請システムにより競争入札参加資格の申請を行い、資格認定を受けた者とする。

2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の資格認定後、入札参加資格申請システムより交付されるID、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。

ただし、入札参加資格申請システムにより、初期パスワードを変更している場合は、再度のパスワードの変更は要しないものとする。

(ICカードの登録)

第6条 電子入札システムにより競争入札（オープンカウンタを除く。以下同じ。）に参加しようとする者は、電子入札システムにICカードの利用者登録（以下「登録」という。）を行わなければならない。

2 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、登録済みのICカードが失効した場合又はICカードを更新した場合、次の各号によりICカードの登録を行わなければならない。

(1) 登録済みのICカードが失効した場合

新たに取得したICカードにより再度ICカードの登録を行う。

(2) ICカードを更新した場合

登録済みのＩＣカード及び新たに取得したＩＣカードを用いて登録の更新を行う。

（ＩＣカードの名義人）

第7条 ＩＣカードの名義人は豊田市の入札参加資格者名簿に登録された個人若しくは法人の代表者とする。ただし、代表者から本市の入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、受任者とする。

2 ＩＣカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、入札参加資格申請システムにより申請内容の変更の手続きを行うとともに、前条第2項第2号の方法により新たな名義人のＩＣカードに更新しなければならない。

（ＩＣカードの不正使用等における取扱い）

第8条 電子入札により入札に参加する者（以下「電子入札参加者」という。）が、ＩＣカードの不正使用等（他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合等をいう。以下同じ。）をしたときは、次の各号に掲げるＩＣカードの不正使用等が判明した時点の区分に応じ、当該各号の定める取扱いができるものとする。

（1）開札までにＩＣカードの不正使用等が判明した場合

当該案件への入札参加資格を取消すとともに、既に入札済みのものは、当該入札を無効とする。

（2）落札決定後、契約締結前までに落札者によるＩＣカードの不正使用等が判明した場合

落札決定を取消す。

（3）契約締結後に落札者によるＩＣカードの不正使用等が判明した場合

契約を解除する。

（案件登録等）

第9条 契約担当者は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札システムに登録し、公開するものとする。

（競争入札参加資格確認申請書の提出）

第10条 一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより電子署名及び電子証明書（以下「電子署名等」という。）を付した競争入札参加資格確認申請書を申請期間内に提出するものとする。ただし、入札後資格確認型一般競争入札に参加しようとする場合はこの限りではない。

（入札参加資格の確認）

第11条 契約担当者は、前条の競争入札参加資格確認申請書を受領したときは、入札参加資格者名簿等により参加資格の有無を確認し、電子入札システムにより、その結果を記載した競争入札参加資格確認通知書を送信するものとする。

2 前項の通知書を受領した者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認するものとする。

（指名の通知）

第12条 契約担当者は、指名競争入札を実施しようとするときは、電子入札システムにより、規則第8条に掲げる事項を記載した指名通知書を送信するものとする。

2 指名の通知を受けた者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認するものとする。

(入札書の提出)

第13条 電子入札参加者は、電子入札システムにより入札書（見積書を含む。第24条に規定する再度入札にあつては、再入札書。以下同じ。）を作成し電子署名等を付した上で、入札受付期間内に契約担当者へ提出するものとする。

ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名等を付すことに代えて、電子入札システムより見積用暗証番号を入力するものとする。

(紙入札の承認)

第14条 電子入札案件において、紙入札での参加を希望する者は、公告から入札書受付締切予定日時までの間に、紙入札参加承認願（様式1）（以下「承認願」という。）により契約担当者の承認を得るものとする。ただし、指名通知等であらかじめ紙入札での参加が認められた者は、紙入札参加承認願を提出することなく、紙入札での参加ができるものとする。

2 前項の規定により承認願の提出があつた場合は、契約担当者は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手續中の場合

(2) ICカードの破損等のため、再取得の手續中の場合

(3) パーソナルコンピュータ等のシステム障害の場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、入札への参加を希望する者の責によらないやむを得ない事由があるものと認められる場合

3 契約担当者は、紙入札での参加を承認する場合は、紙入札承認通知書（様式2）により、不承認の場合は紙入札不承認通知書（様式3）により不承認の理由を明らかにして、それぞれ通知するものとする。

4 紙入札の承認を受けて入札に参加する者（以下「紙入札参加者」という。）は、承認後の電子入札システムによる手続は認めないものとする。この場合において、紙入札参加者が承認前に電子入札システムにより行った手続は有効なものとして取り扱うものとする。

(紙入札の取扱い)

第15条 紙入札参加承認願（様式1）、入札書（様式4）、その他提出すべき書類は、契約担当者へ直接提出するものとする。

2 前項の規定により提出する書類には、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑を押印して提出するものとする。

3 書面による競争入札参加資格確認申請書、入札書の受付期間内については、特段の指示のない限り、電子入札システムによる受付期間と同一とする。

4 当該電子入札案件が単価契約等の場合、入札書（様式4）の書式にかかわらず、契約担当者は別途書式を示すものとし、紙入札参加者はその指示に従うものとする。

(入札の辞退)

第16条 電子入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内に電子入札システムにより、発注者へ辞退届(第24条に規定する再度入札にあつては、再入札辞退届)を提出するものとする。

ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付期間内に書面により辞退届を提出するものとする。この場合において、前条第2項の規定に準ずるものとする。

2 入札書を提出した後は、辞退することができない。

(入札参加資格を失った者による入札)

第17条 市が別に定める基準により入札参加資格を失った者が、既に入札書を送信していた場合はその入札を無効とする。

(入札の中止)

第18条 契約担当者は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止することができるものとする。

2 前項の規定により、入札を中止した場合、発注者は、電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

(開札予定日時等の変更)

第19条 契約担当者は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、電子入札参加者に対し、電子入札システムにより日時変更通知書を送信するものとする。

(開札)

第20条 契約担当者は、開札予定日時後、速やかに電子入札システムにより開札するものとする。

2 電子入札参加者及び紙入札参加者(以下「入札参加者」という。)は、開札への立会いを希望する場合は、立ち会うことができるものとする。

3 紙入札がある場合、契約担当者は、入札金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に電子入札システムにより一括開札を行うものとする。

4 前項の入力は、紙入札書の受付順に行うものとする。

(電子くじによる落札者等の決定)

第21条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 紙入札参加者は、入札書(様式4)に電子くじ番号(任意の3桁の数値)を記載して提出するものとする。この場合において、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなすものとする。

(落札者の決定の通知)

第22条 落札者を決定した場合は、契約担当者は入札参加者に対し、電子入札システムにより

落札決定通知書を送信するものとする。

(保留の通知)

第23条 契約担当者は、開札後ただちに落札者を決定することができない場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより、保留通知書を送信するものとする。

(再度入札)

第24条 開札をした場合において、落札者等がないときは、再度の入札を行うことができるものとする。

- 2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに発注者が指定し、電子入札システムにより再入札通知書を送信するものとする。
- 3 紙入札で参加した者については、指定された受付締切日時までに入札書(様式4)を作成し、契約担当課へ持参提出することで再度入札に参加できるものとする。
- 4 再度入札の回数については、1回とする。

(不調)

第25条 前条の規定により再度入札を行っても落札者等がないときは、随意契約に移行できるものとする。

- 2 前項の規定により随意契約に移行する場合、契約担当者は、見積受付期間及び開札日時を案件ごとに指定し、電子入札システムにより不落随契通知書を送信するものとする。
- 3 開札の結果、落札者がない場合及び入札参加者がいない等により入札が成立しないことが開札日以後に判明した場合は不調とする。
- 4 不調となった場合、契約担当者は電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより不調通知書を送信するものとする。

(紙入札参加者への通知)

第26条 紙入札参加者に対する第19条、第22条、第23条、第24条第2項並びに第25条第2項及び第4項の通知は、電話又は書面等確実な方法により行うものとする。

(結果の公表)

第27条 契約担当者は、電子入札システムにより電子入札を実施した場合(オープンカウンタによる場合を除く。)は、その結果を入札情報サービスシステムに登録し公表するものとする。

(電子入札システムによる提出)

第28条 電子入札システムにより送信された競争入札参加資格確認申請書、入札書、辞退届は、電子入札システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

- 2 電子入札参加者は、これらのサーバへの到達を電子入札参加者の使用するパーソナルコンピュータに表示される受信確認通知画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷するとともに、保管するものとする。

(電子ファイルの提出)

第29条 電子入札参加者は、契約担当者へ資料を提出する場合は、原則として電子入札システ

ムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

- 2 前項の電子ファイルの容量、ファイルの圧縮形式、使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式については、あいち電子調達共同システム（物品等）で定めるところによるものとする。
- 3 電子入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。
- 4 契約担当者は、電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。
- 5 電子ファイルによる送信ができない場合については、紙媒体で郵送又は持参により提出ができるものとする。その場合の提出期限については、特段の定めのない限り電子入札システムによる場合と同一とする。

（入札の無効）

第30条 規則第13条に規定する事項及び次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

- （1）入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
- （2）電子署名等のない入札
- （3）同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札
- （4）入札において積算内訳書等の資料の提出を求めたにもかかわらずこれを提出しない者のした入札

（障害時等の対応）

第31条 案件登録後、契約担当者の使用に係る電子入札システムの障害、天災・広域停電・通信障害によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと契約担当者が判断したときは、電子入札を中止又は紙入札へ変更することができる。

- 2 前項の規定により紙入札へ変更する場合は、契約担当者は全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で以下の点を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書（様式5）により通知するものとする。
 - （1）入札方法を紙入札に変更したこと。
 - （2）既に完了している電子入札システムによる手続は有効なものとして取り扱うこと。
 - （3）既に送信された入札書は無効とすること。
 - （4）既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。
 - （5）紙入札に係る入札方法その他必要事項

（その他）

第32条 この要領に定めのない事項は、必要に応じて契約担当課長が取扱いを定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年8月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

紙入札参加承認願

年 月 日

豊田市長様

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

印

下記1の電子入札案件については、下記2の理由により電子入札システムを利用しての入札参加（見積書提出）ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1 案件名称

2 電子入札システムで参加できない理由（該当の□にチェックしてください。）

ICカードの登録内容変更のため、再取得の手段中

ICカードの破損等のため、再取得の手段中

パソコン等のシステム障害

その他

理由（ ）

※1 2の理由がわかるものの写しを添付すること。

※2 使用する印鑑は、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑とすること。

年 月 日

紙入札承認通知書

様

豊田市長

年 月 日付けで承認願の提出されました下記案件への紙入札参加を承認します。

記

1 案件名称

2 紙入札に関する事項

(1) 入札（見積）受付期間

(2) 入札書（見積書）提出場所

(3) その他必要事項

ア (1) の受付期間に入札書を持参のうえ (2) の提出場所へ提出してください。

イ 入札書（見積書）には、くじ番号（3桁の任意の数値）を忘れずに記入してください。

紙入札不承認通知書

様

豊田市長

年 月 日付けで承認願の提出されました下記案件への紙入札参加は承認しません。

記

- 1 案件名称
- 2 不承認の理由

入 札 書

見積もった		拾億			百万			千			円
金額の税抜											
相当の金額											

備考 上記金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。

案件名称	
------	--

上記金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額で受注したく、豊田市契約規則及び仕様書、関係書類、並びにその他見本等を承知のうえ、入札します。

くじ番号			
------	--	--	--

※3桁の任意の数値を記入すること。

年 月 日

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

印

豊 田 市 長 様

- (注) 1 使用する印鑑は、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。
 2 金額はアラビア数字を用い、頭に金字又は¥字を冠すること。ただし、金額の訂正は無効入札書となるので注意すること。
 3 文字は明確に記載し、訂正抹消した箇所には押印すること。
 4 記載後、封筒に入れ、封筒の表面に「〇〇入札書」と、裏面に住所、氏名を記載し、封筒継目に3個以上の封印を押すこと。

入札方法変更通知書

様

豊 田 市 長

下記の入札について、豊田市物品等電子入札実施要領第31条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

1 案件名称

2 既に完了している書類の送受信について

- (1) 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱いません（入札（見積）書は除く）。
- (2) 既に送信された入札（見積）書は無効とし、開札は行いません。
- (3) 既に入札（見積）書を送信した方は改めて入札（見積）書を提出してください。

3 紙入札に関する事項

- (1) 入札（見積書提出）日時
- (2) 入札（見積書提出）場所
- (3) その他